

平成30年度 **住民税・国保税 申告相談** **税務だより**

申告相談について

平成30年2月14日(水)～3月15日(木)の期間は、住民税・国保税の申告相談を行います。

税申告は住民税・国民健康保険税の賦課の資料となるほか、保育料などの算定や福祉・医療などの各種サービス利用時の基礎資料になります。申告がなく所得状況が不明な方は、所得証明書等が発行できなかったり、各種サービスの軽減措置等が認められません。

申告が必要な方は、日程や必要書類などを確認の上、必ず申告期間内に申告を済ませてください。

申告書を提出しなければならない方

平成30年1月1日現在、鏡野町に住所を有し次のいずれかに該当する方

- (1) 事業所得(営業・農業)・不動産所得・配当所得・雑所得(個人年金等)等があった方
- (2) 給与所得があった方で次に該当する方
 - ① 給与所得以外に各種所得(事業・不動産・雑・配当等所得)があった方
 - ② 日雇い・アルバイト等で勤務先で年末調整を受けていない方
- (3) 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・扶養控除等の各種所得控除を受ける方
- (4) 国民健康保険加入者の方(毎年所得の申告が必要です。所得のない方や、収入が遺族年金、障害年金だけの方についても「所得がない」旨の申告が必要です。申告のない場合には、軽減措置等が認められない場合があります。)

申告に必要なもの

- ① 印鑑・マイナンバーカード(無い場合は、マイナンバーが確認できるものと本人確認資料)
※本人確認資料…運転免許証等顔写真付きのものは1点、被保険者証・年金手帳等は2点必要
- ② 各所得の計算に必要な書類
 - ア 給与所得・年金所得のある方……給与・公的年金等の源泉徴収票
 - イ 事業所得(営業・農業)・不動産所得等のある方……帳簿書類等
 - ウ 譲渡(土地・山林等)所得のある方……契約書や販売金額明細書等
 - エ その他(一時所得・雑所得等)……それぞれの収入の支払調書
- ③ 各種所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書
 - ア 医療費控除……医療費の領収書及び保険等で補てんされた金額の明細書
セルフメディケーション税制…特定一般用医薬品等の領収証・一定の取組を行った書類
(医療費控除と選択)
 - イ 生命保険・損害保険料控除……支払った保険料の証明書や領収書
 - ウ 雑損控除……領収書・証明書
 - エ 寄付金控除……領収書

その他

◎公的年金が400万円以下の方でも、他の所得がある場合は、必ず住民税申告をしてください。

◎農業所得は収入(販売金額・自家消費分)や経費(肥料代など)を計算してきてください。

(中山間地域等直接支払交付金・経営所得安定対策支払交付金も申告の対象です。)

※自家消費のみの場合は、経費の控除はできません